

令和4年11月1日

お客さま各位

一 関 信 用 金 庫

カードローン契約規定等改定のお知らせ

平素より、当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、当金庫では 令和4年11月1日（火）から、カードローンの契約規定等を下記のとおり改定いたします。主な改定として「相続の開始があったとき」のみを理由に、期限の利益を喪失させ一括返済を請求しないことといたしました。

改定後の規定等は、新たにカードローンをご契約いただくお客さまのほか、すでにご利用いただいているお客さまに対しても適用されますのでご了承ください。

記

1. 対象となるカードローン

- (1) 「いちしんスーパーVIP カードローン」
- (2) 信金ギャランティ株式会社保証付カードローン「きゃっする」

2. 主な改定事項

(1) 「いちしんスーパーVIP カードローン」

カードローン契約規定

- ・ 第4条 「利息・損害金」の変更の際には、店頭またはホームページへの掲示により借主へ通知する旨を追加
- ・ 第8条 「反社会的勢力の排除」において、排除事由に該当した場合の「期限前の全額返済義務」を追加
- ・ 第9条 「期限前の全額返済義務」の事由から「相続の開始があったとき」を削除
- ・ 第10条 「契約の終了、解約、中止」の事由に「相続の開始があったとき」を追加
- ・ 第11条 「金庫からの相殺」の事由に新設条文である第8条第3項を追加

- ・第14条 「代り証書等の提出」において、「借主は金庫の帳簿等の記録にもとづいて弁済」する旨を追加
- ・第20条 「規程等の変更」において、変更の際には、民法の規定にもとづき変更できること、及びその変更については店頭またはホームページへの掲示により借主へ通知する旨を追加
- ・第25条 「その他特約事項」として、「事変、災害等金庫の責任によらない事情」を追加

(2) 信金ギャランティ株式会社保証付カードローン「きゃっする」

① カードローン契約規定

- ・第4条「新規貸越の停止」の事由に「借主が死亡したとき」を追加
- ・第10条「期限前の全額返済義務」の事由から「借主に相続の開始があった時」を削除

② 保証委託約款

- ・第6条「求償権の事前行使」の事由から「相続の開始があったとき」を削除

3. 改定日

令和4年11月1日（火）

以 上

【ニュースレターに関するお問い合わせ先】

一関信用金庫 営業推進部 個人営業課

TEL 0120-37-9006